

## 鞍手町共同企業体運用要綱

平成 10 年 6 月 30 日鞍手町告示第 88 号  
改正

平成 31 年 3 月 29 日告示第 49 号

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、建設工事を共同企業体により施工する場合の対象工事の基準、構成員の数、その他共同企業体の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定建設工事共同企業体 大規模かつ技術的難度の高い建設工事について、確実かつ円滑な施工を図ることを目的として工事ごとに結成する共同企業体をいう。
- (2) 経常建設工事共同企業体 優良な中小建設業者が、継続的な協業関係を確保することにより、その経営力、施工力を強化するため結成する共同企業体をいう。

### (対象工事の種類及び規模)

第 3 条 特定建設工事共同企業体の施工対象工事は、研究開発型工事及び実験型工事を除き、各号に掲げる工事の区分に応じ、実施設計額が、当該各号に定める金額以上のものとする。ただし、下水道事業で実施される推進工法等の工事についてはこの限りではない。

(1) 土木工事及び建築工事 5 億円

(2) 設備工事 2 億円

2 経常建設工事共同企業体の施工対象工事は、単体企業の場合に準ずるものとするが、技術者を適正に配置し得る規模の工事とする。この場合において、鞍手町競争入札参加資格及び指名手続等に関する規程（平成 31 年鞍手町告示第 49 号）第 8 条に規定する等級区分（以下「等級」という。）の異なる者の組合せによる経常建設工事共同企業体にあつては、上位等級構成員の発注工事以上の工事とする。

### (構成員の数)

第 4 条 共同企業体の構成員の数は、2 社又は 3 社とする。

### (構成員の組合せ)

第 5 条 共同企業体の構成員の組合せは、特定建設工事共同企業体にあつては

最上位等級のみ、又は最上位等級及び次順位等級に属する者によるものとし、  
經常建設工事共同企業体にあつては、中小企業（中小企業法（昭和 28 年法律  
第 154 号）第 2 条の要件を満たす建設業者をいう。）のみで、かつ同一等級又  
は直近の等級若しくは直近 2 等級の者によるものとする。

（構成員の資格）

第 6 条 特定建設工事共同企業体の構成員は、次の各号に該当する者でなければ  
ならない。

- （1） 当該工事の対応する許可業種につき、許可を有して営業年数が少なく  
とも 3 年以上であること。
- （2） 当該工事を構成する一部の工種を含む工事について、元請としての実  
績があり、当該工事と同種の工事を施工した経験があること。
- （3） すべての構成員が、当該工事に対応する許可業種に係る監理技術者又  
は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができる  
こと。

2 經常建設工事共同企業体の構成員は、次の各号に該当する者でなければな  
らない。

- （1） 登録部門に対応する許可業種につき、許可を有して営業年数が少なく  
とも 3 年以上であること。
- （2） 当該登録部門について、元請としての実績を有すること。
- （3） すべての構成員に当該許可業種に係る監理技術者となることができる  
者で国家資格を有するものが存し、工事の施工にあたっては、これらの  
技術者を工事現場ごとに専任で配置することができること。
- （4） 単体企業として、登録を受けていないこと。

（結成方法）

第 7 条 共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

（登録）

第 8 条 一の企業が、登録することができる經常建設工事共同企業体の数は一  
とし、登録の時期等は、単体企業の場合に準ずるものとする。

（出資比率）

第 9 条 共同企業体の構成員の最小限出資比率は、次のとおりとする。

構 成 員 数	最小限出資比率
2 社 の 場 合	30% 以上
3 社 の 場 合	20% 以上

（代表者の選定）

第 10 条 特定建設工事共同企業体の代表者は、同一等級の者で構成されたも

のにあつては、最も大きな施工能力を有する者とし、等級の異なる者で構成されたものにあつては、上位等級のものとする。この場合において、代表者の出資比率は構成員中最大であるものとする。

- 2 経常建設工事共同企業体の代表者は、構成員において決定されたものとし、その出資比率は構成員において自主的に定めるものとする。

(補則)

- 第 11 条 この要綱によりがたい共同企業体の取扱いについては、鞍手町競争入札参加資格審査及び指名選考委員会において決定するものとする。

附 則

この要綱は、平成 10 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 31 年 3 月 29 日告示第 49 号)

この告示は、平成 31 年 6 月 1 日から施行する。